様

## 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

印

## 保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のと おり開示しないことと決定したので、八戸地域広域市町村圏事務組合個人情報保護条例 第19条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個 人情報の内容				
保有個人情報を開示しない理由	条例第16条第(理由)	第1項第	号該当	
開示することができる	(祭田)	年	月	Ħ
期日及び範囲	(範囲)			
担 当 課(室)	電話番号	(	)	内線
備考				

## 教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して行政不服 審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として(八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注 開示請求のあった保有個人情報について、将来、開示することができる期日が明らかである場合にはその期日が記載してありますので、当該保有個人情報の開示を求めるときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。